みよし市犯罪被害者等見舞金給付要綱

（趣旨）

第１条　みよし市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）は、犯罪被害者等が犯罪行為により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において見舞金を給付するものとし、その給付に関しては、みよし市補助金等交付規則（平成１３年三好町規則第２号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治４０年法律第４５号）第３７条第１項本文、第３９条第１項又は第４１条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第３５条又は第３６条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2)犯罪被害　犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。

(3)犯罪被害者　犯罪被害を受けた者をいう。

(4)犯罪被害者等　犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。

(5)重傷病　負傷若しくは疾病（精神疾患を除く。以下同じ。）が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疫病の療養の期間が１か月以上の治療及び通算３日以上の入院を要すると医師に診断されたものをいう。

(6)精神疾患　刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐又は人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が３か月以上かつ通算３日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。

(7)犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

（見舞金の種類、給付額及び給付対象者）

第３条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額及び対象者とする。なお、同一の世帯において給付対象者が複数ある場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、３０万円を上限として給付する。

(1)遺族見舞金

ア 給付額

３０万円

イ 給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者（第２号又は第３号に規定する見舞金の給付を受けた者であって、当該見舞金の需給後に死亡した者を含む）の遺族であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する、第４条第３項及び第４項の規定による第１順位遺族

(2)重傷病見舞金

ア 給付額

１０万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する重傷病を負った犯罪被害者

(3)精神療養見舞金

ア 給付額

２万５，０００円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する精神疾患を負った犯罪被害者

２　前項各号に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している場合は、市内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により市内に住所を有する者とみなすことができる。

（遺族の範囲及び順位）

第４条 遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。））であるもの。

(2)犯罪被害者と生計をともにしていた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあった者を含む。以下「生計維持遺族」という。）であるもの。

(3)前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあった者を含む。）であるもの。

２　犯罪被害者の死亡の時、胎児であった子が出生した場合における、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の時、犯罪被害者と生計をともにしていたときは同項第２号に規定する子とみなし、その他のときにあっては、同項第３号に規定する子とみなす。

３　遺族見舞金給付対象の遺族の順位は、第１項各号の順序とし、同項第２号及び第３号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

ただし、第１順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第２順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

４　第１項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。

（見舞金を給付しないことができる場合）

第５条　市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

(1)当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第１順位遺族と加害者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者を含む。）があった場合。ただし、犯罪被害者が１８歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

(2)犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があった場合。

(3)犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号及び第６号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であった場合。

(4)前三号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められる場合。

（見舞金の給付申請）

第６条　遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、みよし市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理申請できる。

(1)犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2)申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3)申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(4)申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実がわかる書類（住民票の写し、犯罪被害者又は申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（令和４年９月３０日施行）の規定に基づくみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書の写し又はみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受理証明カードの写し（以下「受理証明書等の写し」という。）、他の地方公共団体におけるみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）

(5)申請者がみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度又は他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップ若しくはファミリーシップの関係にあった者であるときは、その事実がわかる書類（受理証明書等の写し、他の地方公共団体におけるみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）

(6)申請者が配偶者以外の者であるときは、当該申請者が第１順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等）

(7)申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と生計をともにしていた事実を認めることができる書類

(8)遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が２人以上あるときは、みよし市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第２号）

(9)犯罪被害にあった事実がわかる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）

(10)その他市長が必要と認める書類

２　重傷病見舞金又は精神療養見舞金の給付を申請しようとする場合は、みよし市犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請することができる。

(1)受傷日、療養期間、入院日数及び病名が記載された、重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書。ただし、精神療養見舞金に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算３日以上労務に服することができないことを明記すること。

(2)犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3)犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）

(4)その他市長が必要と認める書類

３　規則第１３条に規定する実績報告は、前項の書類の提出をもって代えるものとする。

（申請期限）

第７条　前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から１年を経過した日後、かつ、犯罪被害が発生した日から７年を経過した日後においてはときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（給付の決定等）

第８条　市長は、第６条の規定による申請があった場合は、審査を行った後、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

２ 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかにみよし市犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第４号）又はみよし市犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

３ 市長は、第１項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

４ 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

（見舞金の請求）

第９条　前条に規定する通知により見舞金の給付決定を受けた者は、みよし市犯罪被害者等見舞金給付請求書（様式第６号）により、市長に当該見舞金の給付を請求するものとする。

（決定の取り消し）

第１０条　市長は、見舞金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

２　市長は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（見舞金の返還）

第１１条　前条の規定により決定を取り消した場合において、見舞金の支給を受けている者があるときは、その全部又は一部をへんかんさせることができる。

（個人情報の収集及び提供）

第１２条　市長は、見舞金の給付を行うに当たり必要な範囲内において、警察等関係機関等から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。